

区画整理だより

No.58

発行 橋本市
市街地開発事務所
(0736)
341235

中心市街地第一地区土地区画整理事業

第3ゾーンの事業の

進め方について

第3ゾーンにおいては、平成20年2月の「事業着手説明会」で、移転対象39件（借家人含む）の内、当面は、空き家・賃貸借物件・直接移転物件・物件除却工事の作業スペースを確保するための一部の自家自住物件から移転を行うことを説明させていただき、これまで移転補償を進めてまいりました。また、並行して、宅地造成工事やライフラインの整備計画、および移転計画と移転に伴う仮住まい等の期間の短縮化などを検討してまいりました。

その結果、第3ゾーンは、造成工事の計画に基づき、移転対象者を5グループに分け、グループごとに順次移転補償を進めていくこととし、移転が完了したエリア単位で造成工事に着工していくこととしました。

グループ分けと工事施工順序

造成工事を進める手順として、排水経路を確保する必要があることから、第3ゾーン内を東西に走る市道（下本町通り）の南側区域から移転補償及び造成工事を進めます。

移転補償は、これまでにすでに個別説明を行っている移転対象者が特に西側のエリアに多いことから、本紙裏面地図のエリアから移転補償の説明を進めます。

その後は、本紙裏面の地図にあるとおりの順序 〳 で事業を進めてまいります。

事業の進捗状況等を見ながら複数のグループを並行して移転補償・工事を進めるなど、工夫しながら可能な限り短期間で整備が完了するように努めます。

移転補償の進捗状況（11月30日現在・借家人含む）

第3ゾーン	対象39件中	14件 契約済み
御殿ゾーン	対象10件中	3件 契約済み

円滑な事業の推進には、地域の皆様との協働による事業展開が不可欠です。

今後とも皆様のご理解・ご協力をお願いします。

第3ゾーン 事業の進め方
～グループ分けと工事施工順序～

